

薬業大阪診療所における対面診療の 一時休診のお知らせ（延長）

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言の発令に伴い、当組合診療所における対面診療につきましては、患者様の健康と安全を最優先に考え、現在一時休診させていただいておりますが、当該休診期間を令和2年6月12日（金）まで延長させていただきますのでお知らせいたします。

皆様には多大なるご不便とご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解の程お願い申し上げます。

なお、慢性疾患等で当組合診療所を定期的に受診されている、内服治療中の患者様につきましては、引き続き電話による遠隔診療を行うことが可能ですので、ご希望される方は下記電話番号までご連絡ください。

記

1. 対面診療の一時休診期間

令和2年6月12日（金）まで

2. 電話による遠隔診療について

①連絡先 大阪薬業健康保険組合 薬業大阪診療所

電話 **06-6941-7467**

②受付時間 午前9:00～午前11:30（土曜・日曜・祝日を除く）